

令和4年度第9回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和4年12月2日（金）

午前9時30分から

岡崎市役所 福社会館6F 大ホール

2 会議に付した議案

議案

議案第59号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第60号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第61号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第62号 非農地通知交付申請について

議案第63号 農用地利用集積計画について

議案第64号 農用地利用配分計画案について

報告

報告第41号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第42号 農地の改良のための届出の受理について

報告第43号 現況証明願について

報告第44号 農地の転用のための届出の受理について

報告第45号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

報告第46号 農地転用許可後の事業計画変更の承認について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、2番 河内 小枝子、3番 木俣 壽人、4番 酒井 功二

5番 柴田 若江、7番 酒井 誠一、8番 鈴木 要、9番 近藤 健次

10番 成田 恭淑、11番 保田 眞吉、12番 大竹 博久、13番 加藤 健一

14番 内藤 六市、15番 二村 誓也、17番 片岡 幸雄、18番 近藤 靖一

19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

20番 小野 盛光、21番 柴田 重三郎、23番 中根 浩司、24番 浅岡 治徳

25番 太田 政俊、27番 柴田 享、28番 高木 政昭、29番 中野 永太郎

30番 八田 導英、31番 市川 眞人、33番 新實 文夫、34番 早川 勝英

36番 三浦 弘正、37番 舩 憲明、38番 山内 隆一

4 欠席委員

(農業委員)

6 番 神谷 六雄、16 番 羽根田 正志

(農地利用最適化推進委員)

22 番 杉浦 省二、26 番 川澄 秀世、35 番 阿部田 光春

5 出席事務局職員等

農業委員会事務局 事務局次長、総務係係長、主事、事務員
農務課 主査

6 議事の内容

事務局：本日は羽根田会長が欠席のため、農業委員会等に関する法律第5条第5項および岡崎市農業委員会総会会議規則第5条によりまして、会長職務代理者であります石川委員に総会の司会進行をお願いいたします。

会長職務代理者：それでは、ただいまから農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は、6番の神谷 六雄委員、16番の羽根田 正志委員、22番の杉浦 省二委員、26番の川澄 秀世委員、35番の阿部田 光春委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員： (異議なし)

会長職務代理者：それでは 19 番の鈴木 泰孝委員と 2 番の河内 小枝子委員をお願いいたします。それでは議事に従いまして、議案第 59 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って7件説明を行った)

会長職務代理者：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。なお、申請番号 38 番においては、浅岡委員が申請当事者、山内委員が申請代理人となってみえます。そちらについては後程審議しますので、それ以外の番号について調査担当委員の意見をお願いします。

柴田(享) 委員：申請番号 37 番 調査年月日は令和 4 年 11 月 27 日。調査員の神谷委員が本日欠席のため、27 番柴田が代わりに調査内容を発表させていただきます。申請事

由にありますように、譲渡人も高齢になり、農業経営を今後縮小していかれるそうです。また、譲受人は自宅に近い申請地でもあり、譲り受けて農業経営の充実を図りたいとの申請です。譲受人も高齢ではありますが、ご夫婦ともに健康で、今後も畑を中心に、花きや野菜等を栽培する計画だということです。また、後継者については、産直施設に出荷もされている専業農家の方だそうです。町内の隣地関係者にも調査しましたが、地域農業への影響ほか調査事項は問題ないと確認しているところだそうです。その他問題となるところはないようですので、調査員総合意見としては可となっています。

加藤（健） 委員：申請番号 39 番 調査年月日は令和 4 年 11 月 23 日。本案件は、祖父から孫へ所有権移転するものです。譲受人は農地を多く所有しており、農機具も揃っているため、農作業に関しては問題ないと思われます。当事者間の合意はできており、現地立会の結果、耕作以外の農地管理や水の管理についても自分でしっかり行っていくということです。調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号 40 番 調査年月日は令和 4 年 11 月 23 日。譲渡人については先程の申請と同じですが、譲受人は譲渡人の弟になります。申請地と自宅は離れておりますが、実家の近くということで、支障はないそうです。現地立会の結果、農地をしっかりと管理していくと確認が取れましたので、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号 41 番 調査年月日は令和 4 年 11 月 23 日。自宅から仕事場に向かう途中に申請地があり、出勤前後や休みの日を利用して農業を行っていききたいとのこと。農機具も多く所有しており、農作業に問題はないと思われます。田の管理だけでなく、畔や水の管理もしっかり行くと確認しております。よって、調査員総合意見としては可といたします。

八田 委員：申請番号 42 番 調査年月日は令和 4 年 11 月 24 日。申請当事者の氏名、申請事由は別紙議案書のとおりです。当事者間の合意はできており、他の調査項目に問題となるところはありませんので、調査員総合意見としては可といたします。

市川 委員：申請番号 43 番 調査年月日は令和 4 年 11 月 27 日。申請当事者の氏名は別紙議案書のとおりです。本案件は、譲渡人が高齢になり、農業に支障をきたすようになったため、農業専従者として経験を積んできた譲受人に譲渡し、後継するための申請です。本人への聞き取り及び現地調査の結果、譲受人に不耕作地や貸し農地がないことは確認済みです。農機具の保有状況からみても、申請地をしっかりと耕作できると判断しています。その他問題となるところもありませんので、調査員総合意見としては可といたします。

会長職務代理者：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

酒井（功） 委員：申請番号 41 番について、譲受人が 2 人いますが、共有で取得するとい

うことなのか、面積を半分ずつ分筆してそれぞれ取得することなのか、教えてください。

事務局：譲受人は夫婦で、2分の1の持分で共有するものです。

会長職務代理者：ありがとうございました。そのほか御質問はございませんか。

(なし)

会長職務代理者：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長職務代理者：全員賛成と認め、許可するものといたします。次に、申請番号38番の報告及び審議とするため、浅岡委員と山内委員には一度退室していただきます。

(浅岡委員、山内委員退出)

会長職務代理者：それでは、申請番号38番について調査担当委員の意見ををお願いします。

酒井(誠) 委員：申請番号38番 調査年月日は令和4年11月27日。申請当事者の氏名は別紙議案書のとおりです。譲渡人は高齢で管理できないため、申請地を譲渡したいと考えていたところ、譲受人と話がついたため、今回の申請に至りました。当事者間の合意はできており、その他調査項目に問題となることはありませんので、調査員総合意見としては可といたします。

会長職務代理者：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長職務代理者：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長職務代理者：全員賛成と認め、許可するものといたします。それでは、浅岡委員と山内委員に入室していただきます。次に、議案第60号を議題といたします、事務局から説

明をお願いします。

事務局：（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って5件説明を行った）

会長職務代理者：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。

河内 委員：申請番号77番 調査年月日は令和4年11月26日。本案件は、岡崎市発注の配水管布設工事を請け負ったが、工事に伴う残土や建設資材を置く場所がないため、申請地を資材置場として利用したいというものです。現地調査の結果、転用による地域農業への影響、被害防除措置等問題となることはありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

中根 委員：申請番号78番 調査年月日は令和4年11月27日。本案件は、残土処分先を探していたところ、高低差がある申請地で地権者との利害が一致したため、一時転用し残土処分を行いたいというものです。地権者は、申請地を嵩上げして耕作しやすくしたいとのことです。貸借もなく、地域農業への影響、用排水関係等問題となることはありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

太田 委員：申請番号79番 調査年月日は令和4年11月29日。本案件は、現在実家で両親と妻、子どもと暮らしているが、子どもの成長に伴い、生活が不便になってきたため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。申請地は現在駐車場として転用されています。現地調査の結果、地域農業への影響はありません。その他調査項目に問題となることはありませんので、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号80番 調査年月日は令和4年11月28日。調査員の川澄委員が本日欠席のため、25番太田が代わりに調査内容を発表させていただきます。本案件は、飲食業を営んでいる申請者が新たに店舗を申請地に設置するものです。申請内容及び現地での調査により、転用による地域農業への影響等は問題ないことを確認しているとのことです。その他問題となることはないようですので、調査員総合意見としては可となっています。

早川 委員：申請番号81番 調査年月日は令和4年11月28日。本案件は、現在両親と妻と子どもの5人で暮らしているが、家財道具が増え、手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。調査項目に問題となることはありませんので、調査員総合意見としては可といたします。

会長職務代理者：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長職務代理者：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長職務代理者：全員賛成と認め、許可するものいたします。次に議案第 61 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案書に沿って 2 件説明を行った)

会長職務代理者：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。

市川 委員：申請番号 8、9 番 調査年月日は令和 4 年 11 月 27 日。調査員の羽根田委員が本日欠席のため、31 番市川が代わりに調査内容を発表させていただきます。申請当事者の氏名は別紙議案書のとおりです。番号 8 番について、農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、相続人が自作で農業を行っていくものです。番号 9 番について、相続した農地を利用権による特定貸付を行っていくものです。現地確認及び本人への聞き取りにより、申請地について、相続人が耕作また特定貸付を行っていくことは確認できているそうです。よって、調査員総合意見としては可となっています。

会長職務代理者：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長職務代理者：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長職務代理者：全員賛成と認め、証明するものいたします。次に議案第 62 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地通知交付申請について、議案書に沿って3件説明を行った)

会長職務代理者：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。

中根 委員：申請番号13番 調査年月日は令和4年11月27日。現状は山林化しており、自力での農地復元は困難かと思われます。地域農業への影響もありませんので、調査員総合意見としては可といたします。

山内 委員：申請番号14、15番 調査年月日は令和4年11月26日。調査員の阿部田委員が本日欠席のため、38番山内が代わりに調査内容を発表させていただきます。現地を確認したところ、申請地は山林化・原野化しており、今後農地として利用することは不可能な状況であったとのこと。よって、調査員総合意見としては可となっています。

会長職務代理者：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長職務代理者：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長職務代理者：全員賛成と認め、非農地と認定し通知するものといたします。次に議案第63号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った)

会長職務代理者：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

(なし)

会長職務代理者：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長職務代理者：全員賛成と認め、決定するものいたします。次に議案第 64 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農用地利用配分計画案について、議案書に沿って説明を行った）

会長職務代理者：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

（なし）

会長職務代理者：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長職務代理者：全員賛成と認め、決定するものいたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：（以下について、報告書に沿って説明を行った）

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	12 件
農地の改良のための届出の受理について	1 件
現況証明願について	3 件
農地の転用のための届出の受理について	10 件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	32 件
農地転用許可後の事業計画変更の承認について	1 件

会長職務代理者：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

会長職務代理者：無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前 10 時 12 分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（19番）

岡崎市農業委員会委員（2番）